

項番	事業	分類	質問	回答
1	移動支援	利用方法	送迎に利用できる/利用できない施設は？	<p>【○】日中一時支援：ただし、活動時間中（待ち時間）は請求できません。</p> <p>【○】習い事</p> <p>【○】病院：定期的な通院については、障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院等介助）（通院等乗降介助）」を利用していただくため移動支援の対象とはなりません。ただし、単身又は保護者が高齢により介助者の付き添いが困難な場合、本人単独での外出が困難な場合には、一時的な利用（突発的な病気やけがのための受診、健康診断等）が可能です。また、介護保険制度で通院介助が利用できる場合は突発的な利用も含め介護保険制度の利用を優先してください。</p> <p>【×】・学校・放課後等サービス・日中通所先： 次のいずれかに該当する場合は事前に障害者福祉課に相談し、認められれば利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親で就労していて通学支援ができない場合 ・保護者が疾病で通学支援ができない場合 ・保護者が出産や入院等で一時的に通学支援ができない場合
2	移動支援	利用方法	外出前後の身支度や片付け等のため、家に入って支援することはできますか？	移動支援事業として市への請求はできません。
3	移動支援	利用方法	2人介護は認められることがありますか？	利用者の身体的な理由等により、認められる場合があります。 ※該当者の受給者証に印字がありますので、ご確認ください。
4	移動支援	利用方法	本人の体調不良、天候不良により外出できなくなった場合、自宅内で支援することはできますか？	外出を伴わないため移動支援事業として市への請求はできません。
5	移動支援	利用方法	施設入所者も移動支援の利用ができますか？	移動支援の支給が決定されている場合は利用できますが、帰省中の利用に限ります。入所施設を発着とする利用は請求できません。
6	移動支援	利用方法	ガイドヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできますか？	移動支援は、「常時介護ができる状態で付き添う」ことが前提となります。ガイドヘルパーが運転している間は、常時介護ができる状態とは考えられないので、移動支援事業として市への請求はできません。
7	移動支援	利用方法	スーパー銭湯やプールなどの余暇を目的とした利用の場合、浴室内やプール内の支援を伴う介護を移動支援の対象として良いか。	スーパー銭湯等までの移動、窓口での受付、更衣・食事・排泄介助、健康確認などに利用可能です。しかし、移動支援が対象とするのはヘルパーが通常業務用の装備（服装等）で行えるものであり、支援中ヘルパーが更衣を要するものや特別な装備を用意するようなもの（登山、水泳、ダイビング、サーフィン等）は対象外のため、浴室内での介助やプール内での遊泳介助は行えません。
8	移動支援	利用方法	短期入所利用中にも利用できますか？	原則利用できません。短期入所についてはあくまで短期間での利用が前提のため、周辺散策であれば短期入所事業所による外出支援が適当であると考えられます。しかし、通学の特例に該当し、学校等社会生活上必要不可欠な外出であれば、移動支援の利用が認められる場合があります。この際、短期入所事業所が得られる報酬に影響が生じるため、障害者福祉課・短期入所事業所に相談・調整したうえでご利用ください。
9	移動支援	利用方法	短期入所利用後の朝、学校または通所先への送迎に利用できますか？	通学・通所等の通年かつ長期にわたる外出には利用できません。
10	移動支援	請求	片道の送迎を行った場合、ヘルパーが戻ってくる時間も移動支援として請求できますか？	本人不在の時間は請求できません。利用者に請求する場合は、事前に事業所・利用者間で取り決めをしてください。
11	移動支援	請求	ガイドヘルパーが、タクシーや家族の運転する車に同乗して移動する場合、移動時間も請求できますか？	支援を行っていない時間は請求ができません。

武蔵野市移動支援事業および日中一時支援事業に関するQ&A

2026/4/1

項番	事業	分類	質問	回答
12	移動支援	請求	放課後等デイサービスや日中一時支援中の支援があった場合、この時間実績に含めて請求できますか？	請求できません。
13	共通	請求	キャンセル料の請求はできますか？	キャンセルの場合、市への請求はできません。利用者に請求する場合は、事前に事業所・利用者間で取り決めをしてください。
14	共通	請求	市へ請求後、事業所に支払われるまでにどのくらいかかりますか？	請求書をいただき、審査・確認のうえ支払処理を進めます。 目安としては、請求書をいただいた翌月の移動支援は15日、日中一時支援は10日に支払うスケジュールで進めています。 支払額決定通知もお送りしており、こちらに振り込み予定日も記載しています。 (例)【1月】サービス提供→【2月】20日までに市へ請求書等（1月実績分）を送付→【3月】審査・確認のうえ（15日／10日）支払いを目安に処理。（支払額決定通知も送付）
15	共通	その他	受給者証の更新時期はいつですか？	毎年3月末が更新時期です。4月以降にサービスを提供する場合には、必ず新しい受給者証の内容を確認してください。また同年度内でも、利用者負担、支給時間数、身体介護の有無が変更となる場合があります。
16	共通	その他	支給量を超えての利用に対する請求はできますか？	支給量を超えての利用に対する請求は不可です。万が一支給量を超えての利用があった場合には、移動支援事業または日中一時支援事業として事業所から市へ請求することができないため、費用は利用者の自己負担となります。 当該利用者が複数事業所を利用していた場合、どの事業所での利用分を自己負担とするのかについては、利用者にご了承を得たうえで事業所間で調整してください。
17	共通	その他	保護者が海外在住（単身赴任等）の場合、利用者負担割合はどうなりますか？	今年に転出し、前年の収入に基づく税情報が国内にある場合にはその情報に基づいて決定します。前年に外国に居住しており、前年の収入に基づく税情報が国内にない場合には、市民税課税世帯（費用の10%を負担）として取扱います。